

総合型放課後事業実施に向けた今後の取り組みについて

1. 政策等の背景・目的及び効果

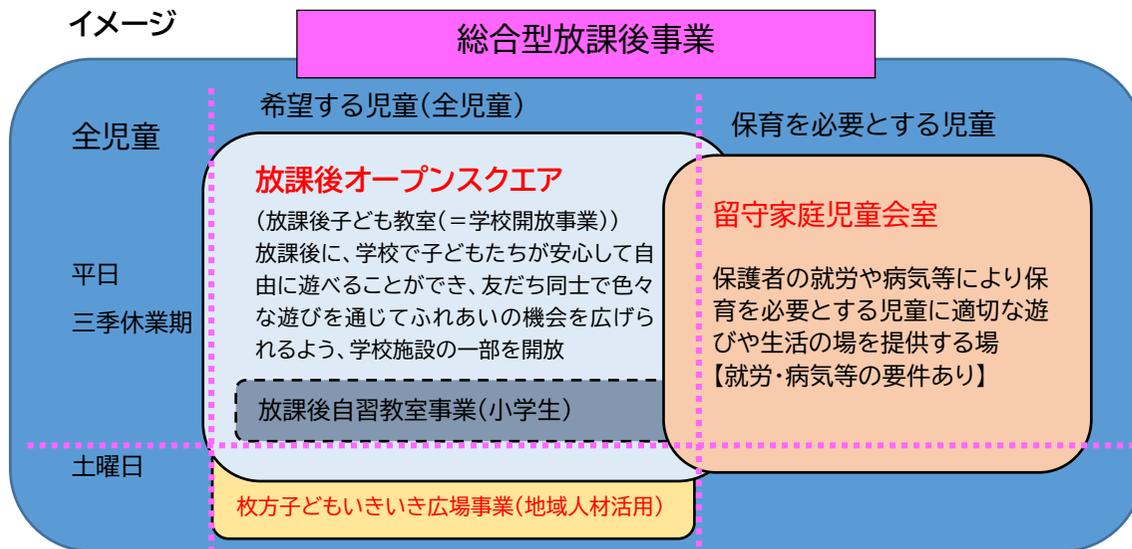
本市では、全ての児童を対象とした放課後の安全な居場所づくりと小学校入学以降も保護者が安心して就労できる環境の整備を進めるため、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、本市の全児童の放課後対策における基本計画として「児童の放課後を豊かにする基本計画」を令和2年（2020年）3月に策定しました。さらには、令和4年（2022年）3月に放課後対策の具体的な取り組みの方向性や考え方、実施手法や実施時期等を定める「総合型放課後事業実施プラン」（以下「実施プラン」という）を策定し、令和5年度から全小学校で実施する「総合型放課後事業」の取り組みを進めてきました。

実施プランでは、「留守家庭児童会室」と新たに放課後に児童が安心して自由に遊べる場として学校の一部を開放する「放課後オープンスクエア（放課後子ども教室）」を一体的に運営することで、保護者等のニーズに応じて「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア（放課後

子ども教室)」を選択できる環境の整備を行うとともに、運営については、留守家庭児童会室の現状等も踏まえ、安定した運営を確保するため、民間活力を活用した運営委託の推進を図ることとし、直営22校、委託22校で実施することとしています。

については、令和5年度からの総合型放課後事業の実施に向け、受託事業者の選定手続きの具体的な内容やスケジュール等を報告するものです。

また、総合型放課後事業の実施に合わせて、ICTを活用した児童の入退室管理システムを導入し、児童の安全対策や保護者の利便性の向上、職員の業務改善を図るものです。



事業名	概要	取り組みの方向性
留守家庭児童会室	保育を必要とする児童に適切な遊びや生活の場を提供する場	新たに放課後オープンスクエア(放課後子ども教室)を全校で実施し全児童の居場所を確保するとともに、保護者等がニーズに応じて選択が可能となることで、留守家庭児童会室の待機児童の解消に繋げる。
放課後オープンスクエア	預かりの場ではなく児童の自主性を尊重した自由な遊びの場	
放課後自習教室(小学生)	自学自習を目的とした学びの場	事業の検証を行い、令和5年度に向けて整理する。
枚方子どもいきいき広場	地域の特色や多様性を生かしたプログラム実施	これまで通り土曜日を基本として実施し、総合型放課後事業として連携を図る。

2. 総合型放課後事業の運営について

(1) 先行実施4校の総括について

目的・実施校選定理由	総合型放課後事業の本格実施を検証するためには、実施形態だけでなく、学校規模や児童数などに応じた検証が必要なことから、先行導入を直営2校、委託2校の計4校とし、実施校の選定については、児童会室専用室と借用教室の位置関係等運営のし易さや今後、児童の急激な増減が見込まれないこと、それぞれの実施形態ごとに小規模・大規模校を含める等の観点を踏まえ、委託校として山田・サダ、直営校として川越・津田を先行導入校としたものです。
総括	<p>【放課後オープンスクエア】</p> <p>登室状況については、コロナ禍の影響を受けたものの、土曜日より三季休業期の平日の利用が多い傾向で、保護者アンケート等では平日の開室を求める声が多くなっています。参加した児童の家庭の満足度は肯定的回答が89%となっています。参加児童は低学年(1～3年)が63%、高学年(4～6年)が37%となっています。</p> <p>【留守家庭児童会室】</p> <p>留守家庭児童会室の入室児童数は増加傾向であり、小学校の児童数は減少していますが、留守家庭児童会室の入室率は年々増加しており令和4年度は全体で23%です。また、1班あたりの児童数が基準の概ね40人に対し、50人～60人が令和4年度は77%以上となっています。児童の利用については低学年(1～3年)の利用が77%、高学年(4～6年)は23%の割合となっているほか、留守家庭児童会室の特徴として三季休業期(特に夏休み)の利用ニーズが高く、例年、夏休み後に退室する児童が多い状況です。先行実施校においても夏休み後の退室については同様の状況ですが、運営は安定している状況です。</p> <p>【委託について】</p> <p>留守家庭児童会室の児童の平均出席率については委託校がより高い出席率となっているとともに、事業者に対する満足度は、「満足している」「まあまあ満足している」を合わせて72.1%と大半を占めていました。委託の運営状況に関して、担当課(担当事務職員2人、主任放課後児童支援員(巡回、相談担当)4人)による現地視察を行い、概ね仕様書に沿った運営が進められており、子どもたちも落ち着いていることから運営状況は良好であり、職員配置についても基準に基づき必要な配置がされていました。こうしたことから委託、直営とも同様な運営を行っていることが確認されました。</p>

(2) 委託校の選定について

① 直営と委託の割合

実施プランでは、放課後事業を実施する際の人材確保については、労働人口の減少や全国的な保育需要の高まりなどから本市においても大きな課題となっており、実施に向けては民間活力を活用した運営委託の推進や、職員の業務改善、ICT の活用等を総合的に勘案した上で実施することとしています。

また、具体的な事業の方向性として、留守家庭児童会室の現状等も踏まえ、安定した運営を確保するため、民間活力を活用した運営委託の推進を図り、令和5年度の総合型放課後事業実施は直営22校、委託22校としています。また、今後の委託校の比率については、保育需要等も見極めながら検証を行うこととしています。

② 委託校

委託校は、この間取り組んできた先行実施を参考に、4つのエリア（北部・中部・南部・東部）に分けた上で、それぞれ小規模校・大規模校のバランスや、公共交通機関等の利便性、運営のしやすさ、今後の児童数の増減等を考慮して決定しました。

③委託期間

受託事業者からの聞き取り内容等から、安定した事業運営を図られるよう、期間をできるだけ長くすることとし、委託期間は令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの5年間とします。

④委託方法

より多くの事業者に参加してもらえるよう、4つのエリアに分けて委託数の規模を1ブロック5～6校として仕様の検討を進めます。

⑤選定審査会の開催

総合型放課後を実施する委託事業者の選定にあたり、事業計画書の妥当性等を総合的に評価するため、先行実施の時に設置した教育委員会の附属機関である学識経験者等の外部委員5人で構成する総合型放課後事業委託事業者選定審査会に諮問を行い、選考の上、答申をもとに委託事業者を決定します。

3. 児童の入退室管理システム等の導入について

総合型放課後事業の実施に合わせて、ICTを活用し、対象が拡大する児童の入室時間や退室時間の管理や入退室時刻の保護者へのメール通知、欠席連絡や連絡帳入力等をシステムで行うことで、児童の安全対策や保護者の利便性の向上と職員の業務改善を図るものです。

また、現在、窓口で受け付けている留守家庭児童会室の入室申し込み等について、保護者の利便性の向上を図るため、オンライン申請の導入を進めます。

4. 実施時期等（今後のスケジュール）

令和4年	8月	児童の放課後対策審議会に今後の取り組みを報告
(2022年)	10月	保護者等への事業周知
	10月～11月	委託事業者選定審査会に諮問、審議
	12月	委託事業者の決定
		保護者への事業内容の説明
令和5年	1月	児童の放課後対策審議会に事業内容の報告
(2023年)	2月～3月	引継ぎ保育（委託22校）
	4月	全小学校で総合型放課後事業の開始